

国立大学法人東京外国語大学総合戦略 会議規程

〔平成27年 3月24日〕
規則第 66 号

改正 平成27年10月27日規則第111号
平成28年 3月25日規則第 16号
平成30年12月11日規則第 26号
令和 2年 3月26日規則第 32号
令和 2年 9月29日規則第 57号
令和 3年 3月23日規則第 20号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学組織規則（令和2年3月26日制定）第11条第3項に基づき、総合戦略会議の運営等に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 総合戦略会議は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 大学院総合国際学研究院長
- (5) 大学院国際日本学研究院長
- (6) 言語文化学部長
- (7) 国際社会学部長
- (8) 国際日本学部長
- (9) アジア・アフリカ言語文化研究所長
- (10) 事務局長
- (11) その他学長が指名する者

(審議事項等)

第3条 総合戦略会議は、以下に定める事項について審議決定するほか、学内の重要事項について連絡・調整を行うことを目的とする。

- (1) 総合的な戦略の策定に関する事項
- (2) 人事制度に関する事項
- (3) 財務運営に関する事項
- (4) 第7条に掲げる機能別オフィスで検討する教育・研究並びに大学運営に関する原案の作成に関する事項
- (5) 大学運営に関する規程等の新規制定並びに改廃
- (6) その他学長が必要と認めた事項

(任期)

第4条 第2条第11号により学長が指名した者の任期は、2年とし、再任を妨げない。
ただし、委員の任期の末日は、当該委員を指名する学長の任期の末日とする。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
(会議)

第5条 総合戦略会議に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する理事がその職務を代行する。

4 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、その議決は、出席者の過半数による。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、臨時に会議を開催することができる。

(構成員以外の出席)

第6条 議長は、必要に応じ、構成員以外の者(学外者を含む。)の出席を求め、意見を聴くことができる。

(機能別オフィス)

第7条 会議に、教育・研究並びに大学運営に関する業務を行う機能別オフィスを置く。

2 この規程に定めるものを除き、機能別オフィスに関し必要な事項は、別に定める。
(実行委員会等)

第8条 会議に、複数の機能別オフィスに関する特定の事業を運営するために実行委員会等を置くことができる。

2 実行委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

(専門部会)

第9条 会議に、必要に応じ、専門的事項について調査・検討させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 総合戦略会議に関する庶務は、関係課等の協力を得て、総務企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、総合戦略会議に関し必要な事項は、総合戦略会議が定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 国立大学法人東京外国語大学国際学術戦略本部規程(平成18年規則第38条)、国立大学法人東京外国語大学経営戦略会議規程(平成19年規則第64号)、国立大学法人東京外国語大学経営戦略会議入試戦略部会設置要項(平成21年規則第118号)、国立大学法人東京外国語大学経営戦略会議教育改革部会設置要項(平成21年規則第120号)、国立大学法人東京外国語大学経営戦略会議研究推進部会設置要項(平成21

年規則第121号)、国立大学法人東京外国語大学経営戦略会議知的財産・産学官連携推進部会設置要項(平成21年規則第122号)、国立大学法人東京外国語大学経営戦略会議将来構想部会設置要項(平成21年規則第123号)、国立大学法人東京外国語大学部局長連絡会議規程(平成25年規則第9号)、国立大学法人東京外国語大学国際学術戦略本部国際研究部門会議要項(平成26年規則第2号)及び国立大学法人東京外国語大学国際学術戦略本部国際教育部門会議要項(平成26年規則第3号)は廃止する。

附 則

この規程は、平成27年10月27日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議将来構想専門部会に関する規程(平成27年4月14日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和2年年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。